

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務企画部 総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第1回嬉野市空家等対策協議会	
開催日時	平成30年8月3日(金) 14:00～15:20	
開催場所	嬉野市役所塩田庁舎3階3-2会議室	
会議の公開の可否	可・ 不可 ・一部不可	傍聴者数 0人
公開不可・一部不可 の場合はその理由	嬉野市情報公開条例第6条第1項各号に規定する情報を含むため嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条に基づき非公開とする。	
出席者	委員	村上委員、小森委員、辻田委員、谷元委員、樋口委員、太田尾委員、中田委員
	事務局	総務企画部長、産業建設部長、総務課長、建設・新幹線課長、建設・新幹線課職員2名、総務課職員2名
	その他	企画政策課職員1名、建設・新幹線課職員1名
会議の議題	別紙のとおり	
配布資料	平成30年度第1回嬉野市空家等対策協議会会議次第、	
審議等の内容	別紙のとおり	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	1 嬉野市特定空家等判断基準表及びガイドラインについて		
内 容	事務局から、嬉野市特定空家等判断基準表及びガイドラインについて説明を行った。		
審議経過	委員	<p>商店街の空家は表から見ると一見問題ないように見えるが、中を見ると老朽化が進んでおり危険である。また、老朽化が進むと景観等も良くない。基本的には所有者自身の問題なので所有者自身で解決してもらうほうがよい。他市町も承認を進めている。所有者を把握して管理等の指導をするのが優先。補助金額が高くないので補助が出て解体は厳しいと思われる。</p>	
	委員	<p>特定空家等の判断基準表は周囲への影響を考慮して点数をつけるようになっているが、主要道路の沿道に建設されていることや、耐震設備が整っていないなどのことも考慮し倒壊したあとのことを考えて判断すべき。それを判断基準表に追記し、表に記すべき。</p>	
	事務局	<p>倒壊したあとのことを考えて判断すべきと考える。道路においても里道や避難道路などの位置づけによって判断を考える。判断表への表記も検討し、今後更新していく。</p>	
	委員	<p>所有者へ特定空家等に該当するか否かを説明するときには、もっとわかりやすい資料を作成し、どういう理由でその結果になったのかを説明できるようにしておくべき。</p>	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	2 嬉野市特定空家等の認定について（1件）		
内 容	事務局から、嬉野市特定空家等の認定について（1件）説明を行った。		
審議経過	事務局	嬉野市空家等対策協議会では特定空家等に認定することを承認するか否かを決定したいと思う。この案件について、特定空家等に認定することを承認されたということで良いか。	
	全委員	良い。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務企画部 総務課
議 題	3 特定空家等の認定後の流れについて		
内 容	事務局から、特定空家等の認定後の流れについて説明を行った。		
審議経過	委員	1つ1つの措置に時間がかかり、切迫性が高いと判断されているが行政代執行に取り掛かるまでにかなり時間がかかる。	
	委員	行政代執行を実施するまでに被害等が発生したら誰が負担するのか。	
	事務局 委員	あくまでも所有者の責務であり、所有者の負担になる。行政代執行をしなくていいようにそれまでに指導を行うことが重要である。	
	事務局	緊急性・切迫性が高いことはどの段階においても十分に所有者に伝える。	
その他			